

# 輸入鳥類に対する動物取扱業者へのウエストナイル熱対策の指導について

平成15年3月31日 健感発第0331001号  
環境省自然環境局総務課長あて  
厚生労働省健康局感染症課長通知

ウエストナイル熱対策については、平成14年10月18日に開催された厚生科学審議会感染症分科会の意見を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、同年10月29日に関係省令を改正し、同年11月1日以降、ウエストナイル熱を新たに4類感染症に位置づけ、患者の発生動向の把握に努めているところです。

同分科会においては、さらに委員から我が国へのウエストナイル熱侵入の機会を減ずるためには、ウエストナイル熱発生地域から輸入される鳥類について、一定の監視を実施すべきとの意見がありました。

この意見を踏まえ、当省としては、ウエストナイル熱侵入防止対策の一つとして、我が国へ輸入される鳥類（家きん（参考参照）を除く。以下「輸入鳥類」とする。）に対する措置を講ずべく、別紙の「ウエストナイル熱対策のための輸入される鳥類の取扱指針」（以下「指針」とする）を策定しに基づき、平成15年4月21日から対応することと致しました。

つきましては、本件についてご了知いただくと共に、自治体の公衆衛生担当部局が鳥類を輸入する動物取扱業者への指導を行う際に、動物愛護担当部局の協力が不可欠となることから、特段のご配慮方お願い致します。

なお、農林水産省、各自治体公衆衛生担当部局及び関係機関には、別添のとおり通知済みであることを申し添えます。

（参考）家きんとは「鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう」の5種